

平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 25 年 12 月 13 日（金）
招集の場所 玉城町議会議場
開 議 平成 25 年 12 月 13 日（金）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 71 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純
労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につい
て
- 第 7 議案第 72 号 町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 73 号 町道の認定及び変更について

- 第 9 議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 10 議案第 75 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 11 議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長から定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会開会にあたりまして、挨拶をさせていただきます。

日頃から議員のみな様方には玉城町政推進に格別のご支援ご協力を頂いておりますことを厚くお礼を申し上げます。この機会にご報告をさせていただくわけですが、12 月 9 日に町内にありますミマス株式会社の建物をお借りいたしまして京セラの協力工場であります株式会社エテック、今、富岡にソーラーパネルの工場がございますけど、第 2 工場として操業を始められました。目標といたしましては平成 26 年 8 月には 200 万台達成を見込んで操業を始めていく。こういうことございまして町にとりましても大企業と関連をいたします町内の中小企業さんがそうした連携の中で操業いただくのは大変喜ばしいことではないかとこのように思っておる次第であります。

さて平成 26 年度の国の動きが少しずつ出てきておりますけど、まだ詳細に至って情報も流れてこないわけですけど、今後の状況を十分見極めながら平成 26 年度の町の財政行政運営についてしっかり対応していく必要があると、このように考えている次第でございます。今期定例会で主なものとして提案をさせていただくものにつきましては、税条例の一部を改正する条例を始め、平成 25 年度一般会計補正予算、そして特別会計補正予算につきまして提案をさせていただきたい。こういうことございますので、どうぞ宜しくご審議賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げますので、どうぞ宜しくご審議賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において

1番 中西 友子 さん

2番 北 守 君

の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月24日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月24日までの12日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

報告第9号 監査委員から平成25年8月分、ないし平成25年10月分についての例月出納検査の結果報告書、並びに報告第10号平成25年度定期監査結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布しておきました。また、公益社団法人 認知症の人と家族の会三重県支部からの「要支援者に対する介護保険サービスの継続と利用料の1割負担堅持を求める」意見書、国土交通労働組合 東海建設支部三重分会からの「住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める」陳情書、及び全日本自治団体労働組合 三重県本部、玉城町職員組合からの「2014年度地方財政の確立に関する」要請書が提出されましたが、議会運営委員会で協議いただきました結果、その写しを配布することと致しましたので、ご了承ください。

以上で、諸報告を終わります。

議案の上程

次に 日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、及び日程第5 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題が複雑化し、年々住民のニーズは多様化しております。人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

現在人権擁護委員として活躍いただいております、西 正則氏の任期が平成26年3月

31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案申し上げるものでございます。

西 正則氏は、平成4年5月から保護司としてもご活躍中でございます。人格見識が高く、広く社会の実情にも精通し、平成4年6月から人権擁護委員として7期21年の実績を持ち、社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦に当たり議会のご意見を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。

次に諮問第2号 諮問第1号に引き続きまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

本町においては、現在4名の人権擁護委員の方が委嘱されておりますが、新たに濱田一夫氏 を人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案申し上げるものでございます。

濱田一夫氏は、平成24年3月まで三重県職員として勤務され、在職中には人権啓発関係業務ほか、雇用就労対策においてもご活躍をされました。人格見識が高く、広く社会の実情にも精通し、社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、推薦に当たり議会のご意見を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。よろしく、ご同意賜われますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

各諮問ごとに、採決を行います。

諮問第1号について、原案のとおり推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり推薦することに同意いたしました。

次に、諮問第2号について、原案のとおり推薦することに同意いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに同意いたしました。

○議長（風口 尚）次に、日程第6 議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

て、及び日程第7 議案第72号 町税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

単純労務職員の呼称は、職業差別に通じる恐れがあり、また、どの職種もスキル、すなわち教養や訓練を通じて獲得した能力が必要だということを強調するため、呼称を技能労務職員に改正するものであります。

なお、補足は省略いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第72号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し及び株式の課税の特例に係る規定の整備等を行うため、条例を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和）議案第72号 町税条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案補足資料の3ページをお願いします。第47条の2第1項の改正でございます。公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収を定めた規定でございます。内容としまして、納税義務者が町外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しでございます。

平成21年10月の年金支給分から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されておりまして、改正前の条例では、年金保険者に対し、特別徴収額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や納税義務者が賦課期日後に町外へ転出した場合においては、特別徴収を停止し普通徴収に切り替えることとされていますが、今回地方税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改正を受け、納税義務者が町外に転出した場合においても特別徴収を継続するよう、除外規定のうち第1号の規定を削除し、また、号ずれ等の条文整備を行うものでございます。施行期日は平成28年10月1日でございます。

次に第47条の5第1項の改正でございます。ここでは年金所得にかかる仮特別徴収税額等について規定されています。改正の内容といたしまして、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しでございます。現行の年金所得に係る仮特別徴収額の制度では、年金の支給額や所得控除の適用状況の変化に伴い、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがあります。

翌年度の仮徴収額は前年度の本徴収額とされていることから、いったん本徴収額と仮徴収に差が生じた場合、翌年度以降もこの不均等を平準化することができません。本徴収額と仮徴収の乖離がつづくこととなります。特に乖離が極端な場合には、仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が必要なケースも生じます。

今回に改正により、仮徴収額を年金所得者に係る前年度分の個人住民税のうち前々年分の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額、前年度分の年税額の2分の1に改めるものでございます。

これにより年税額が2年連続で同額の場合には、仮徴収額と本徴収額が一致し年金支給の際に徴収される額が一定となり、平準化されることとなります。施行期日は平成28年10月1日でございます。

次に4ページお願いします。附則第7条の4の改正でございます。

寄附金税額控除における特例控除額の特例について定めております。改正の内容としましては、規定の創設、附則第19条の2に伴い引用条文を追加しています。施行期日は平成29年1月1日です。

次に附則第16条の3の改正でございます。ここでは、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例について定めております。内容としまして、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

まずは見出しの改正。第1項につきましては、上場株式等の配当所得の課税の特例に、特定公社債の利子所得についても適用するよう対象を追加しております。第2項につきましては、配当所得等に係る申告分離課税の規定の整備でございます。第3項につきましては条文を整備しております。

施行期日は平成29年1月1日でございます。

6ページをお願いします。附則第19条の改正です。一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めています。改正の内容ですが株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備でございます。第1項につきましては、一般株式等について分離課税を定めております。第2項は条文の整備でございます。

施行期日は平成29年1月1日です。

7ページをお願いします。附則第19条の2の改正です。ここでは上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について定めています。

改正の内容につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定を全部改正しております。

施行期日は平成29年1月1日でございます。

8ページをお願いします。附則第19条3から続きまして附則第19条の4、附則第19

条の5、附則第19条の6、附則第20条につきましては削除をいたします。

これらについては地方税法においても規定されています課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから本条を削り条文整備を行うものであります。

続きまして14ページお願いします。

附則第20条の2の改正です。先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。これにつきましては、附則第20条が削除されたことに伴う条の繰上げでございます。

施行期日は平成29年1月1日です。

15ページをお願いします。附則第20条の3でございます。3につきましては削除でございます。先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除でございます。地方税法におきましても規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、本条を削り条文整備を行うものでございます。

16ページをお願いします。附則第20条の4の改正でございます。ここでは条例適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めています。改正の内容としましては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正により条例適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等を対象に追加しています。

施行期日は平成29年1月1日です。

19ページをお願いします。附則第20条の5の削除でございます。保険料に係る個人の町民税の課税の特例について定めております。改正の内容としましては、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律においても規定されている課税標準の細かな計算規定を定めるものであったことから、本条を削り条文整備を行うものでございます。

施行期日は平成29年1月1日です。

以上補足説明といたします。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に 日程第8 議案第73号 町道の認定及び変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第73号 町道の認定及び変更について提案理由を申し上げます。

今回の認定路線は、住宅団地の開発に伴い設置された公衆用道路の新規認定と地元要望、町として道路管理上認定が必要な道路について、新規認定及び変更認定をしようとするものであります。

道路法第8条第2項並びに第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）建設課長 松田幸一君

○建設課長（松田幸一）議案第 73 号 町道の認定及び変更について補足説明を申し上げます。

今回の認定につきましては住宅団地の開発に伴い設置された公衆道路、また地元の要望、町として道路管理上認定が必要と思われる道路の新規認定及び変更認定をしようとするものでございます。路線数につきましては、認定 21 路線、変更 2 路線でございます。認定の総延長につきましては、3,096.8 メートル、実延長 3,061.3 メートルとなり、変更路線の実延長は 275 メートルとなっております。別表に図面番号、路線番号、路線名および起終点を記載させてもらっております。また、別添の議案資料につきましては、各路線の位置図を添付させていただいております。併せてご高覧賜りますようお願い申し上げます。以上補足説明とさせていただきます。宜しく願いいたします。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 9 議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)、ないし日程第 12 議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 2 号)を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、1 億 660 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 65 億 5 千 430 万 7 千円とするものであります。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。

町税では、半島振興法に係る固定資産税の不均一課税の減免により償却資産の税額を減額いたしております。

地方交付税では、特別交付税分を増額いたしております。

国庫支出金では、土木費国庫補助金について、補助金の名称変更と予算の減額をいたしました。

また、総務費国庫補助金では、国の内示を受け、地域の元気臨時交付金の増額をいたしております。無線システム普及支援事業等国庫補助金については、緊急防災・減災事業債へ予算を組み替え減額をいたしました。

県支出金では、民生費県補助金において、安心子ども基金子育て支援事業県補助金を新規に計上いたしております。

また、教育費県補助金では、南部地域活性化基金による県補助金を新規に計上いたしました。

寄附金では、全国から予想を上回るふるさと寄附金をいただいておりますことから予

算を増額いたしました。

また、町債では臨時財政対策債を、増額をいたしております。

総務債では、無線システム普及支援事業等国庫補助金を緊急防災・減災事業債に組み替えをいたしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、財務会計システムのサーバ及び職員用パソコンの更新費用、役場庁舎の自動火災報知設備及び住民ホールの非常用電源回路増設工事費のほか、公用車購入費、地域イントラネットシステムのサーバ更新費用、口座振替の伝送化対応業務委託料を新規に計上いたしております。

また、ふるさと寄附金の増加に伴うふるさと応援基金への積立金と7月21日に執行された参議院議員選挙費並びに、平成26年3月30日執行予定の町長選挙費をそれぞれ補正いたしております。

民生費では、子ども・子育て支援システム導入経費と保健福祉会館増築工事に係る実施設計委託料、田丸保育所において0歳児保育を実施するための施設整備費を新規に計上しています。

衛生費では、事業費精査による子宮頸がんワクチンの接種委託料の減額と合特法に係る合理化事業計画策定業務委託料を新規計上しています。

商工費では、ふるさと寄附金の増加に伴い、報償費の増額をいたしました。

土木費では、地元要望による道路維持修繕費、用地買収に伴う登記費用、測量設計委託料のほか、町道の道路改良工事費、外城田川の河床整備工事費及び管理委託料、地籍調査業務委託料などの補正をいたしております。

消防費では、全国瞬時警報システム（ジェーアラート）の自動起動装置の更新費用、自治区の自主避難所の看板設置費用を新規に計上しています。

教育費では、田丸・外城田・有田小学校講堂の吊天井等落下防止工事の設計委託料、11月9日に開催した出合いの架け橋事業委託料、軽自動車購入費のほか、国立国会図書館からの情報提供を受けるためのシステム構築費、史跡の標示板設置及び村山龍平記念館の障がい者用トイレの設置工事費を新規に計上いたしました。田丸城跡景観維持工事請負費につきましては、工事費精査により、減額をいたしております。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第75号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算から59万5千円を減額し、歳入歳出予算総額を16億9千20万5千円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金の減額が主なものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は歳入において財産収入、繰入金、諸収入、及び繰越金を、歳出において農業集落排水事業費を同額の 110 万 1 千円増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 千 521 万 8 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては上下水道課長より説明いたさせます。

次に、議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支において収入の営業外収益と、支出の営業費用でそれぞれ 107 万 6 千円を増額し、資本的収支においては、収入の補助金と、支出の建設改良費の施設費、支払利息の合計で収支それぞれ 240 万 1 千円の増額をお願いするものであります。

なお、詳細は上下水道課長より説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

（午前 9 時 58 分 休憩）

（午前 10 時 09 分 再開）

○議長（風口 尚）休憩前に引き続き、補足説明を続けます。

生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）議案第 75 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）上下水道課長 東 博明君

○上下水道長（東 博明）担当しております議案第 76 号、議案第 77 号について補足説明をいたします。

まず、議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第77号 平成25年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について補則説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

16日月曜日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦労さまでした。

(午前10:16分 散会)